

地域で支える健康づくり “健康運動リーダー”になりませんか？

市では、地域での健康づくりを推進するため、公会堂健康教室などの指導者やリーダーとなる“健康運動リーダー”を養成しています。

平成18年から始まった市主催の養成講習会により、現在、66人の健康運動リーダーが各地域で活躍中。自分自身と地域の健康づくりのため、あなたも健康運動リーダーになってみませんか。

☎健康づくり政策課健康企画室 ☎44-3138

健康運動 リーダーの 声



村松ため子さん(堀越上)
(平成20年度修了生)

年をとっても、寝たきりにならないために、今から始められることは何だろう。

そんな思いから健康運動リーダー養成講習会を受講しました。

講習会で学んだことを地域の運動グループ「フレッシュサークル」の仲間に伝えながら、楽しく体を動かしています。



フレッシュサークルの皆さんと体を動かす村松さん



公民館でのウォーキングキャラバンで
準備体操の指導をする両角さん

偉い運動の先生にお願いして運動教室を計画しても、地域の参加者が少なかったら、先生に申し訳ないなあ…。

そんな心配も自分が健康運動リーダーになることでなくなります。自分の健康は自分自身で、地域の健康も地域で協力して取り組んでいきましょう。遠くまで行かなくても、自分の地域の公民館や公会堂などで運動できますよ。



両角和子さん(上町)
(平成19年度修了生)

このほか、公会堂で集まる高齢者ふれあいいきいきサロンのボランティアとして活躍している健康運動リーダーもいます。健康運動リーダーは、地域での気軽な健康づくりを支援してくれる身近ながら心強い存在です。

一人ひとりがお互いの健康づくりを支え合えば、自然とみんなが健康で元気になります。

あなたも、健康づくりのサポーターとして健康運動リーダーになり、地域で活動してみませんか。

健康運動リーダー養成講習会 受講生を募集します

◇運動指導に必要な基本的な知識と指導技術を学んで、家庭で、地域で、健康づくりに役立てましょう。

日・内容 右表のとおり

時 午後7時30分～9時（一部例外あり）

対象 市内在住・在勤で、地域の健康づくり活動に興味がある方

定員 20人（先着順）

会場 袋井保健センター

受講料 無料

申込期間 7月10日（金）～8月20日（木）

申込方法 電話または、FAX、Eメールで住所、氏名、電話番号をお申し込みください。

☎健康づくり政策課健康企画室 ☎44-3138 FAX44-3117

✉ kenkoudukuri@city.fukuroi.shizuoka.jp

日	内容
8月27日(木)	健康チャレンジ!! すまいる運動
9月10日(木)	筋力づくり運動の必要性
9月24日(木)	高齢者の身体の特徴と運動指導
10月 8日(木)	救急法短期講習 (AED)
10月22日(木)	ストレッチ体操
11月 5日(木)	ながら運動
11月19日(木)	その場ウォーキングを中心とした有酸素運動
12月 3日(木)	楽しいレクリエーション
12月17日(木)	生活習慣病予防、健康的な食習慣

※このほか、地域での実習を1回行います。

パブリックコメント・ご意見をお寄せください

屋外広告物条例(案)について ご意見・ご提案を募集します

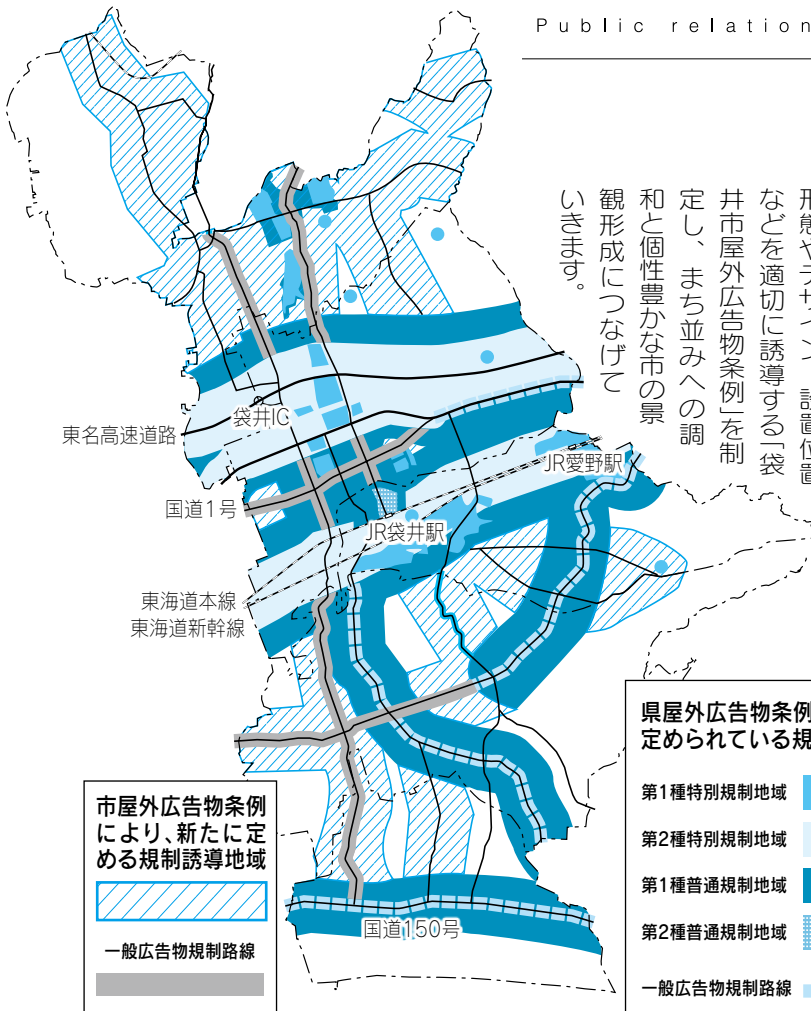
条例制定の背景と現状

現在、市内では、市街地を中心に屋外広告物の数が増加傾向にあります。また、丘陵地や田園内でも、野立看板などの屋外広告物が多く見られ、市の特徴である「農の風景」などの良好な景観が阻害されつつあります。

規制・誘導の概要

市屋外広告物条例(案)では、主要幹線道路の沿道500mの区域を新たに第1種普通規制地域として定めます。規制誘導の内容は、現行の静岡県屋外広告物条例の第1種普通規制地域と同じです。

このため、市では、屋外広告物の形態やデザイン、設置位置などを適切に誘導する「袋井市屋外広告物条例」を制定し、まち並みへの調和と個性豊かな市の景観形成につなげていきます。



県屋外広告物条例により定められている規制地域

- 第1種特別規制地域
- 第2種特別規制地域
- 第1種普通規制地域
- 第2種普通規制地域
- 一般広告物規制路線

主な規制誘導の基準 (高さと表示面積) 屋外広告物の掲出には、事前に許可を受ける必要があります。

規制地域	特別規制地域		普通規制地域	
	第1種	第2種	第1種	第2種
広告塔	10m以下、1面30㎡以内	15m以下、1面30㎡以内	15m以下、1面30㎡以内	
広告板	5m以下、表示面積の合計30㎡以内			
屋上	建築物の2/3以下かつ5m以下	建築物の2/3以下かつ10m以下	建築物の2/3以下かつ15m以下	
壁面突出	壁面から1.5m以下、1面20㎡以内			壁面から1.5m以下
壁面利用	▽壁面面積300㎡未満…壁面面積の1/5以内または、15㎡以内		壁面面積の1/5以内または、15㎡以内	
	▽壁面面積300㎡以上…壁面面積の1/10以内または、60㎡以内			
案内図板など	広告塔	5m以下、1面3㎡以内(合計6㎡以内)	5m以下、1面5㎡以内(合計10㎡以内)	15m以下、1面30㎡以内、面積の合計30㎡以内
	広告板	5者以上共同の場合、1面10㎡以内、合計20㎡以内	5者以上共同の場合、1面10㎡以内、合計30㎡以内	5m以下、面積の合計30㎡以内
一般広告物	掲出不可		自家広告物と同じ(※)	自家広告物と同じ

ふくろいの風景づくり計画に基づき、良好な景観形成を目指して策定を進めている袋井市屋外広告物条例について、皆さんの意見をお聞かせください。

☎ 44-3122

※国道1号、国道150号、県道袋井大須賀線、県道磐田掛川線、県道浜北袋井線、県道袋井春野線、県道磐田袋井線、市道湊川井線、市道山科深見線の100m以内は、掲出禁止。

ご意見をお寄せください

◇袋井市屋外広告物条例(案)について、皆さんのご意見をお聞かせください。

資料閲覧方法 「屋外広告物条例(案)」の詳細は、7月31日(金)まで、市役所2階情報公開コーナー、支所1階ロビー、月見の里学遊館1階市民サロン、市ホームページ(<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)でご覧になれます。

意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学の方または、市内の企業・団体

意見提出方法 ①件名「屋外広告物条例(案)について」②住所③氏名④電話番号⑤意見を記入し、郵送または、ファクス、Eメールで提出してください(様式は問いません)。直接、都市計画課計画係へ提出することもできます。

※電話でのご意見は受け付けません。必ず文書で提出してください。また、個別の回答は行いませんので、ご了承ください。意見を公表する場合、氏名や住所などは公表しません。

意見募集締切 7月31日(金)必着

☎ 44-3122 FAX44-3145 ✉ toshikei@city.fukuroi.shizuoka.jp 〒437-8666 袋井市役所